

重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営の方針

保育理念

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を大切にし、保護者や地域と共に育てる保育

保育方針

- 子どもたちの心に寄り添い、主体的に取り組めるよう援助しながら、健やかな心身育成を促します。
- 基本的な生活習慣を身に付け、自立心と自発力をはぐくみます。
- 友だちや家族を大切にする思いやりの心をはぐくみます。

2. 園の概要

設置者	株式会社 明日香 東京都文京区小石川5丁目2番2号 明日香ビル3階 TEL 03 (6912) 0015
施設名	新田あすか保育園
所在地	東京都足立区新田1丁目8番6号1階
電話	03-5902-3135
FAX	03-5902-3136
開設年月日	平成30年 4月1日
延べ床面積	77.00㎡ 鉄筋コンクリート
定員	0歳児：3名 1歳児：6名 2歳児：6名 計15名
対象年齢	生後57日～2歳児
職員体制	園長・保育士・栄養士・調理補助
嘱託医	医療法人社団 順航会 かねやまクリニック 小児科医師 金山 和裕

3. 提供する保育内容

【 0歳児の保育内容 】

0歳児は、生活リズムの確立を目標としますので個々に対応いたします。

【 1・2歳児の保育内容 】

7：30 順次登園・視診
自由あそび
9：00 午前おやつ
9：30 あそび（散歩・コーナーあそびなど）
11：00 昼食
12：00 午睡
14：45 午睡明け
15：15 午後おやつ
16：00 自由あそび
順次降園

* 生活の流れは目安です。活動内容で時間が変わることもあります。

4. 職員の体制及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者(園長)	1名	施設運営管理全般・保育の質の向上と職員育成 危機管理の統括・保護者対応・外部組織との渉外 等
保育士	4名以上	保育業務・保育計画記録・保護者対応・園内外環境整備 園児の健康管理 等
栄養士	1名	献立作成・栄養計算・食材発注・給食調理 給食室の安全衛生管理・アレルギー食対応・食育
調理員	2名	給食調理業務・給食室の安全衛生管理
嘱託医	1名	定期健康診断・入園児健康診断・応急処置等の指導助言 等

※開園時間内には、必ず2名以上の職員を配置（園児数に応じて加配）いたします。

5. 保育時間について

< 保育標準時間 >

月曜日から土曜日 午前7時30分～午後6時30分（最長11時間）

< 保育短時間 >

月曜日から土曜日 午前8時30分～午後4時30分（最長8時間）

< 保育短時間を利用の方の延長について >

時間帯	時間	保育料
早朝時間	午前7時30分～午前8時30分	1,000円 / 30分毎
夕方時間	午後4時30分～午後6時30分	1,000円 / 30分毎

* 保育時間は、園と保護者との双方で合意した時間とさせていただきます。

（申請時間の厳守をお願いいたします。）

* 延長保育料は、通常保育料と同じように口座引き落としとなります。

* 保育時間の延長を希望される方は、延長保育申請書の届出をお願いいたします。

< 土曜保育 >

土曜日に保育が必要な方は、土曜保育申請書の届出をお願いいたします。

< 休園日 >

日曜日・祝祭日・年末年始

< 保護者が休みの日（勤務のない日）の保育について >

お子さまの年齢が低いため、保護者の方がお休みの日は家庭での保育か、午前9:00～午後4:30での保育にご協力いただき、当日の緊急連絡先を明確にしておいてください。

【一時預かり保育】

ご利用対象者

足立区在住の満1歳児～満3歳児のお子さま

（* 調乳が完了し、歩行が確立されているお子様からご利用可）

利用時間 月～金 8:30～16:30

（最低2時間から利用可）

但し昼食時間からのお預かりは不可

6. 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

項目	内容	金額
基本保育料 (月額)	保育に関わる利用者負担額 (口座振替)	足立区が定める保育料
延長保育料	短時間 (8時間) を超えて保育を受けた場合 (口座振替)	1,000円/30分

*利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

(1) 利用の開始に関する事項

- ①区が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けた時は、これに応じます。
- ②保育の提供の開始に際しては、予め重要事項を記載した書面により利用する子どもの保護者にその内容を確認します。

(2) 利用の終了に関する事項

- ①子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前区分に該当しなくなったとき。
- ②利用する子どもの保護者から本園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。
- ③区が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

7. 緊急時等における対応

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体調に急変が生じた場合、速やかに保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をとるとともに医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ・保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。
千住消防署	03-3912-0119
西新井警察署	03-3852-0110
医療法人社団 順航会 かねやまクリニック	03-5902-3888
村上歯科クリニック	03-3912-8211

8. 非常災害時について

保育園では、月1回避難訓練を行います。

<地震の場合>

- ・震度5以上の場合は、直ちにお迎えをお願いいたします。
- ・津波警報が出た場合は、『マンション最上階』へ避難いたします。
- ・津波警報が出ない場合は、保育園でお迎えを待っています。
- ・火災が発生した場合は、第一避難場所の『新田稻荷公園』へ避難いたします。
鎮火後、建物内に戻ることが不可能な場合、『新田地域学習センター』でお迎えを待っています。保育園からの連絡受信後、直ちにお迎えをお願いいたします。
- ・状況に応じてハートアイランド内、『新田学園』へ避難いたします。
- ・通信手段が途絶えた場合、保育園入口に避難内容等を掲示いたします。

<自然災害(台風等)の場合>

- ・開園前に警報が発令され会社が休みになった場合と産休育休中の方はご家庭での保育をお願いいたします。
- ・保育中に警報が出た場合、直ちにお迎えをお願いいたします。
- ・台風及び大雪などで交通機関が止まる恐れがある場合、保育時間の短縮を行いますので早めのお迎えをお願いいたします。

9. ご意見・ご要望・苦情に関して

第三者委員会を設置してご利用者様からのご意見・ご要望・苦情等の解決に努めます。

受付担当者	園長
苦情解決責任者	株式会社明日香 運営推進事業部 担当者
第三者委員	浅井拓久也（鎌倉女子大学准教授）

委員会の職務内容

委員会は、保育園に直接言いにくい苦情等を利用者から聞き、利用者の立場に立って前向きに解決することを前提に、下記の内容を職務とする。

- ・苦情受付担当者が受けた苦情内容の報告聴取
- ・苦情申し出人への助言
- ・保育園への助言
- ・苦情申し出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い及び助言
- ・苦情解決結果の報告聴取
- ・日常的な状況把握と意見傾聴

苦情・ご意見等

行政・本園・保育士等への要望・苦情・ご意見等のある方は、下記のいずれかの方法でお知らせください。

- ・園内設置「ご意見箱」への投函
- ・運営会社 株式会社 明日香 運営推進事業部 電話：03-6912-0015 FAX：03-6912-2077
- ・足立区 幼稚園・地域保育課 電話：03-3880-5428 FAX:03-3880-8013

10. 虐待防止のための措置に対する事項

新田あすか保育園は、子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

保育の提供中に、当園の職員又は、養育者（子どもを現に養育するもの）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待防止などに関する法律に従い、児童相談所等適切な専門機関に通告するものとします。

また、児童虐待予防法第5条により、保育園職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならないという、努力義務が課せられております。

11. 個人情報保護

保育園では、個人情報の重要性を認識したうえで、個人情報の取扱いについて定められた法令等を以下の個人情報取扱指針に従って、適切に個人情報を取扱います。

《個人情報の取得について》

個人情報を取得する際には、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって、取得します。

《個人情報の利用目的》

当保育園は、保育園の円滑な運営を行うため、取得した個人情報を、次に明示した利用目的の範囲内で、必要な限りにおいてのみ利用します。

- ・入園手続きに関する利用
- ・日常の保育を実施する中での必要な範囲での利用
- ・保護者への連絡のための利用
- ・その他の目的での利用の際は、本人（保護者）の同意を得るものとします

《個人情報の第三者への提供》

当保育園は以下の場合を除き、事前に本人（保護者）の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・緊急時の医師への情報提供
- ・当社の業務遂行上、必要な範囲内で行政機関・地方公共団体に提供する場合

《個人情報適切な取扱いに関する取り組み》

個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、必要かつ適正な安全管理措置を講じます。

- ・職員全員に個人情報の取扱いに関する教育訓練を実施し周知徹底します
- ・取扱者を限定し、持ち出し・複製を原則として禁止します
- ・プライバシーに関する情報は慎重に扱い、通信機器の使用は細心の注意を払います

12. 補償について

加入：三井住友海上火災保険

■ 傷害保険

死亡・後遺障害 最大175万円/1名/1事故

* 事故日から180日以内に死亡された場合

入院給付 1,500円/日/1名/1事故 通院給付/1,000円/日/1名/1事故

■ 施設賠償責任保険

対人事故1名につき/1事故につき/保険期間中 2億円

対物事故1事故につき/保険期間中 2億円

生産物賠償責任保険1名につき/1事故につき/保険期間中 2億円

総支払額 1名につき/1事故につき/保険期間中 2億円

(対人・対物合算して2億円となります)